



せんだん通信
—中国四国厚生局だより—

平成 29 年春（5 月）号

（平成 29 年 5 月 26 日発行）

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku

Regional Bureau of Health and Welfare

【目次】

< 巻頭言 >

- 単身赴任 健康福祉部長 村上 洋二

< 各課からのメッセージ >

- 審査請求についてご説明します 社会保険審査官室
- 「これからも地域とともに」民生委員制度創設 100 周年 健康福祉課
- 山口県萩市と「むつみ元気支援隊」の取り組み紹介 地域包括ケア推進課 佐藤 功
- 麻薬取締部の業務について 麻薬取締官（平成 28 年度採用）

< 各県事務所からのメッセージ >

- 松江に住んでみて 島根事務所 井田 耕一郎

< 職員からのメッセージ >

- 二度目の広島赴任 指導監査課職員

< あとがき >

「せんだん通信—中国四国厚生局だより—」について

「せんだん通信」は中国四国厚生局のホームページへ掲載しています。
インターネットで「中国四国厚生局」と検索して、右のバナーをクリック
していただければ見つかります。

～中国四国厚生局だより～

せんだん通信
地域情報を発信しています。

なお、紙面上の☆印の表示は、ホームページ上でリンク設定をしている箇所です。リンク先の情報をご覧
になりたい場合は、中国四国厚生局ホームページ「せんだん通信」からご覧ください。

この4月に神戸より赴任してまいりました健康福祉部長の村上と申します。

中国四国地方において、「村上姓」は水軍の出に違いないと思われがちですが、祖先は宮城県蔵王町というところの出身で、「村上水軍」との血縁関係は残念ながらありません。ただし、水軍にちなんで忘れにくい姓かと思いますので、「そう言えば中国四国厚生局に村上というのがいるな」と頭の片隅にでも置いといていただければ幸いです。



○神戸のシンボル「神戸ポートタワー」

さて、私は冒頭にも書きましたとおり、神戸より赴任してまいりました。神戸市西区を通る東経 135 度の子午線のすぐそばにある厚生労働省の施設等機関に当たる国立更生援護機関「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター」からやってまいりました。国立障害者リハビリテーションセンターは、自立支援局、病院、研究部門、学院の4部門からなる総合リハビリテーションセンターを埼玉県所沢市に置く障害者自立支援施設です。また、自立支援局に属する組織として、函館、神戸、福岡に視力障害センター、大分県別府市に重度障害センター、埼玉県所沢市に福祉型障害児入所施設として秩父学園を設置しています。

私のいた神戸視力障害センターは、厚生労働省組織規則でいうところの「国立光明寮」という施設です。光明は「こうみょう」ではなく「こうめい」と読み、恐らく仏語（ぶつご）の光明に由来するものと思います。いささか古いことで詳しいことはわかりませんが、寮歌や寮旗などもあり、歴史の重みがひしひしと伝わってくるところで、所長として2年間過ごしてまいりました。



○神戸視力障害センターのパンフレット
右上の視覚障害向けの音声コードが特徴

この神戸視力障害センターは、文字どおり視覚に障害をお持ちの方に、障害福祉サービスを提供する施設として昭和 26 年に創設され、これまでに 3600 人を超える「あはき師」（後述）を輩出した歴史ある施設です。身体障害者福祉法が昭和 25 年 4 月に施行され、その翌年に失明者の更生施設として誕生したのですが、戦後間もない当時は、多くの戦傷病者でごった返していたそうで、施設の創設自体も GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）からの横やりなどもあって危うかったものの本で読んだ記憶があります。設立当初の定員は現在

(70 人) の二倍を超え、しかも充足率は常に 100% 状態のようでしたが、時代の趨勢^{すうせい}から、これまで段階的に定員を減らし、現在では充足率も約 50% 前後で推移している状況です。

具体的なサービスの内容は三つあります。一つ目は自立訓練（機能訓練）です。歩行訓練や視覚補助具の使用訓練など、日々の生活を快適に過ごしてもらうための知識や技術を身につけるための訓練（支援）を行っています。二つ目は就労移行支援（養成施設）です。あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師（これらを総称して「あはき師」といいます。）の国家資格を取得するための職業訓練（講義、実技、臨床実習、見学実習など）や進路支援を行い、職業的に自立した社会生活が送られるよう支援しています。三つ目は施設入所支援で

す。自宅が遠方のため通所が困難な方に対し、宿舎（寮）の提供を行っています。

そして、神戸視力障害センターの担当地域ですが、福井県、三重県、近畿全域及び中国四国全域（ただし、山口県を除きます。）となっております。歴史のわりには認知度が低く大変残念ですが、上記の地域にお住まいの視覚に障害をお持ちの方で、障害福祉サービスを希望される方がいらっしゃいましたら、どしどし神戸視力障害センターにご相談いただければ幸いです。

さて、私が前職の神戸視力障害センターに赴任したのが今から2年前の平成27年4月でした。その前は埼玉県所沢市の国立リハビリテーションセンターに、千葉県習志野市の自宅から往復5時間かけて通っていき、もうそろそろ限界かなと思っていたところの神戸への転勤でした。息子は在京の大学生で妻も働いていましたから、当然といえば当然ですが単身赴任となったわけです。



○神戸視力障害センターに程近い、明石海峡大橋

神戸では宿舎から勤務先の施設まで徒歩で約8分、これまでの通勤時間5時間に比べて時間があることあること。業務終了後に施設を出て、近所のスーパーに寄って、食材を調達し、歴代先輩から代々受け継がれてきたオンボロの一口コンロで料理しつつ吞んで、出来上がってまた吞んでと、それまでの通勤時間の5時間はほぼ飲み食いの時間に平行移動という感じでした。お陰様で、この2年間、お腹周りの筋肉がほぼ脂肪へと変異し、それが影響してか腰痛がでたり、心室性期外収縮（不整脈の一種）と言われたりと、単身生活によってあちこちガタが出てきている状態です。

この度の広島赴任でまだまだ単身生活は続きそうです。神戸での反省を踏まえ、とりあえず買ったばかりのスマホに万歩計の無料アプリをダウンロードして、1日最低1万歩を目標に基礎体力づくりに励んでいきたいと思えます。広島は高校生の時の修学旅行と、出張でお邪魔したことがあります。正直右も左もわかりません。出身が海無し県の埼玉県（実は埼玉西武ライオンズファン（小声））で海への憧れが異常に強い者なので、まずは平和記念公園や宮島から始めて、その後は時間をかけつつゆっくりと海辺の名所旧跡などを巡り、美味しいものも堪能して単身生活を楽しまたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

社会保険審査官室

審査請求とは、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、保険者等（全国健康保険協会都道府県支部、健康保険組合、厚生労働大臣、日本年金機構等）から受けた決定（処分）に対し不服がある場合、その保険者等の事務所の所在地を管轄する社会保険審査官に対し、不服を申し立て、その処分が妥当かつ適法であるかどうかの審査を請求するものです。

また、保険者が行った処分に対する不服申立てとは、保険者の処分に至った理由の説明を要求するものではなく、保険者から処分に至った理由の説明を受けたが、その理由は自分には当てはまらない、又はその理由は法令にそったものとは考えられないとしたときに、審査を請求することを指すものです。

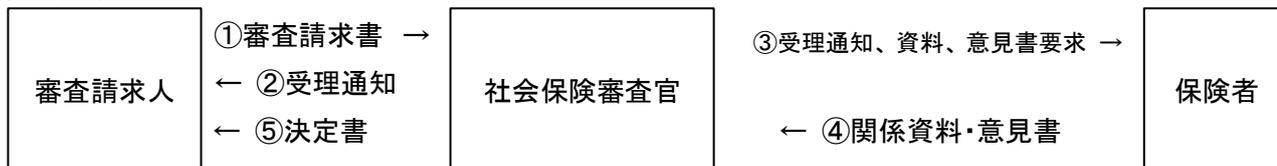
審査請求の方法は、社会保険審査官から審査請求書入手し、社会保険審査官に提出する方法のほか、保険者の窓口（年金に関するものは最寄りの年金事務所、健康保険の給付に関するものは全国健康保険協会の各支部又は健康保険組合。）において審査請求書入手し、その保険者の窓口に提出する方法もあります。

なお、審査請求ができる期限は、正当な事由がない場合は、保険者の処分通知書が届いた日の翌日から起算して3か月以内とされています。期限を超えないようご注意ください。

次に、審査請求の流れを、おおまかにご説明します。

1. 社会保険審査官室で審査請求書を受け付け後、内容に不備がない場合、審査請求人に受理通知をお送りします。
2. 保険者に対し、審査請求の受理を通知し、審査請求の対象となった処分に係る関係資料及び保険者が行った処分の理由（意見書）の提出を求めます。
3. 保険者から関係資料及び意見書が届いた後、社会保険審査官の審査を開始します。
4. 社会保険審査官が審査した内容又は判断について、「決定書」を作成し郵送します。

(審査請求のおおまかな流れ)



これらの処理が完了するまで数カ月を要しますので、ご承知おきください。

参考として、当局の社会保険審査官にお問合せが多い、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄への記入内容について、ご説明します。

この欄は、審査請求をされる方が、社会保険審査官に対し、「どのような処分を受けたので不服申立てをするのか、その理由及び社会保険審査官にどのような決定をしてもらいたいのか」等を、できるだけ詳しく申し述べていただく欄です。この欄に記入できない場合は、別紙を作成し添付されても構いません。

その記載例を一部ご紹介します。

【年金給付関係】

例1…障害基礎年金を請求したところ、受給要件の障害の程度に当たらないとして不支給決定となったため、この不支給の処分を不服とする場合

障害基礎年金を請求したが、平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表（障害年金1、2級の障害の程度表）に定める程度に該当しないためとして、不支給決定された。この決定には不服であり、2級の障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態が続いているため。

例2…障害厚生年金を請求したところ、障害等級3級の決定を受けたため、この3級決定の処分を不服とする場合

障害厚生年金を請求したが、障害等級3級に該当するとした決定を受けた。この決定には不服であり、2級の障害厚生年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態であるため、この障害の状態は2級に該当する。

例3…障害基礎年金受給者が指定された時期に診断書を提出したところ、障害の程度が軽減したとして、障害基礎年金が支給停止となったため、この支給停止の処分を不服とする場合

障害等級2級の障害基礎年金を受けていたが、診断書を提出したら、障害の程度は厚生年金保険法施行令に定める障害等級の3級の状態に該当したためとして、支給停止となった。この決定には不服であり、障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由、〇〇の様な障害の状態に変更がないため。

【健康保険給付関係】

例4…傷病手当金の請求をしたが、傷病手当金を請求した傷病は、以前、同一の傷病により傷病手当金の支給がされており、支給できる期間を超えているとして不支給決定されたため、この不支給の処分を不服とする場合

傷病手当金を請求したが、同一傷病による傷病手当金の支給期間が1年6ヶ月を超えた期間の請求であるとして不支給決定となった。この決定には不服であり、傷病手当金を支給してもらいたい。

理由、以前、傷病手当金の支給を受けた傷病は、既に平成〇年〇月〇日で治癒しており、この度の傷病は新たに発生した別の傷病であるため。

健康福祉課

今年、民生委員制度創設から 100 周年を迎えました。

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で発足した「済世顧問制度」(※1) が始まりです。翌大正 7 年には大阪府で「方面委員制度」(※2) が誕生し、広く全国に普及しました。

その後、昭和 21 年の民生委員令の公布により「方面委員」は「民生委員」に改称し、昭和 22 年に制定された児童福祉法により児童委員制度が創設され、民生委員が児童委員を兼務することとなりました。昭和 23 年には民生委員法が制定され、済世顧問制度から現在まで、100 年にわたり制度として引き継がれています。

済世顧問制度の設置規程の公布日が 5 月 12 日であったことから、この日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日からの 1 週間を活動強化期間として、全国各地で民生委員児童委員制度の普及啓発に向けた取組が実施されています。

※1 大正 5 年 5 月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は県内の貧困事情を調査したところ、悲惨な生活状況にあるものが県民の 1 割に達していることが判明。この事態に知事は、ドイツのエルバーフェルト市で行われていた「救貧委員制度」を参考にし、大正 6 年 6 月に「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度」が生まれた。

※2 大正 7 年秋、当時の大阪府知事により、管内をいくつかの方面(地域)に分け、それぞれの方面に委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたる方面委員制度が始まった。

長い歴史と伝統を受け継ぎ、時代とともにその活動内容は変化していますが、地域の最前線において、常に地域住民の立場に立ち、様々な課題を抱える方々に寄り添いながら、全国で約 23 万人の方々が厚生労働大臣から民生委員に委嘱され、無報酬(ボランティア)で活動しています。

制度創設 100 周年という大きな節目を迎え、民生委員児童委員活動を広く国民に知っていただくとともに、行政も含めて、民生委員児童委員制度を一層深く理解いただくことが、今後の活動の充実に何より大切です。

7 月には、「民生委員制度創設 100 周年記念全国民生委員児童委員大会」が東京で行われます。これまでの 100 年の歴史を振り返り、将来に向けた委員活動の一層の充実、発展に向けて、「これからも地域とともに」の思いを新たにす機会として開催される予定です。



(民生委員制度創設 100 周年シンボルマーク)

民生委員児童委員信条

(民生委員児童委員信条)

民生委員児童委員はこの 5 つを信条に活動を行います。

一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
一 わたくしたちは誠意をもって
生活との相談に応じ自立の援助に努めます
一 わたくしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりを努めます
一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

(民生委員児童委員に対する期待)

地域共生社会の実現が求められているなか、地域住民にとって最も身近な存在で、地域住民の相談援助活動や、行政機関へのつなぎ役として民生委員に期待される役割は大きくなっています。日頃の活動のなかで、生活困窮者の発見や、関係機関と連携した要支援者の見守りなど、積極的に関わっていただくことが期待されています。

(民生委員児童委員活動に対する支援)

昨今の少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化などにより、地域では様々な課題が顕在化し、また、支援すべき対象者の増加と直面する課題の複雑化・多様化により支援の困難性や活動量も増加しています。

こうしたことも背景に厚生労働省では近年次のような支援を講じています。

- ① 民生委員児童委員活動保険に対する補助(平成 26 年度～)
- ② 民生委員児童委員活動費(交通費等)の増額(※) 1人当たり 59,000円(平成 28 年度～)
- ③ 地区民生委員協議会活動推進費の増額(※) 1カ所当たり 230,000円(平成 29 年度～)

※地方交付税による措置

自治体におかれましては、地域における民生委員児童委員活動の重要性を踏まえ、活動のより一層の充実のため、積極的なご支援・ご協力をお願いします。



地域包括ケア推進課 佐藤 功

せんだん通信をご覧の皆さま、こんにちは。

私たち地域包括ケア推進課では、地域での取り組みを実際に見せていただくため、管内各県から、様々な取り組みをされている地域をご紹介いただき、現地に伺ってお話を聞いたり、活動に参加させていただいています。

平成 29 年 2 月 27 日、萩市役所を訪問し、同市社会福祉協議会及び同市むつみ地域で住民主体の生活支援を行っている「むつみ元気支援隊」の方と意見交換を行いました。意見交換後、「むつみ元気支援隊」の事務所見学もしましたので、今号では、「むつみ元気支援隊」の皆さまの活動を紹介します。

○むつみ元気支援隊発足の経緯

萩市むつみ地域（旧むつみ村 平成 17 年 3 月に萩市に合併）は、市街地から東へ車で約 30 分の人口 1,600 人弱で高齢化率が 50%を越える中山間地域です。人口減や高齢化が進む中、高齢者の日常生活の困りごとの解消、見守りの支援体制づくりのため、住民ボランティアによる「むつみ元気支援隊」を結成されました。

最初の活動は、25 年 7 月の集中豪雨災害時の流入土砂の搬出作業だったそうです。

○活動の内容

むつみ元気支援隊は、萩市むつみ地域世代間交流拠点施設に拠点を置き、構成員は 48 名です（平成 29 年 1 月現在）。

年会費は 500 円で、サービス利用者、提供者ともに入会して年会費を支払います。

また、サービスを利用したい方は、年会費とは別に買い物代行、ゴミ捨て、雪かきなどのサービス内容に応じた 100～500 円の料金を支払い、サービスの提供を受けますが、これは実際にそのサービスを提供した方ではなく、むつみ元気支援隊に入る仕組みになっています。

有償であることによって、利用者も遠慮なく依頼できるという声もあり、有償に踏み切れ事業を展開されています。

むつみ元気支援隊では、会員を対象にした月曜サロン（週 1 回開催）、男性サロン（月 1 回開催）のほか、地域全体を対象にしたひな祭り、七夕などのイベント等の地域の交流活動や「むつみ愛サービス」による買い物代行、ゴミ捨て、雪かきなどの訪問による生活支援サービスを行っておられます。

様々な依頼の中には、むつみ元気支援隊では対応できないこともあるようです。そういう時には、右の写真①の方針により隊の判断としてお断りをした上で、対応してくれる団体等を紹介しているとのことでした。

なお、「むつみ愛サービス」の取り組みは、「第 3 回健康寿命をのばそう！アワード《介護予防・高齢者生活支援分野》」の厚生労働大臣最優秀賞を受賞しています（次頁の写真②は楯とメダル）。

次頁の写真③は、ひな祭りのイベントで作られたおひな様です。とてもかわいらしいですね。



写真① 事務所内の貼り紙



写真② 楯とメダル



写真③ イベントで作られたひな人形

○萩市役所の取り組み

萩市では、このような取り組みを後押しするため、住民主体の生活支援サービス実施団体への市公用車の貸し出しを行っておられ、ガソリン代や保険料等も市で負担しています。

この取り組みは、移動手段を求める住民のニーズを踏まえて始められたとのことですが、全国でもあまり例のない取り組みだと思えます。



写真④ 活動支援車両お披露目式の様子
(萩市提供資料)

○終わりに

萩市では、今回ご紹介した「むつみ元気支援隊」以外にも住民主体による生活支援事業を社会福祉協議会や住民の方々と連携し、推進しておられます。

今回の意見交換では、市役所、社会福祉協議会、そして地域の皆さまの「地域づくり」への熱意を肌で感じることができました。

なかでも印象に残っているむつみ元気支援隊隊長の小野さんの言葉を紹介します。

「2040年には、むつみ地域の人口は現在の半分になってしまうと見込まれている。そうなれば、地域の機能を果たせなくなってしまい、地域の中で地域の問題を解決できなくなってしまいます。そうならないためにも、我々のようなボランティア団体が活動を続けていかなければならない。」

この小野さんの言葉には、地域と地域に住む方々への愛情があふれていると思いました。私たち中国四国厚生局は、少しでもこのような地域の方々の熱意ある取り組みの力になれるよう、関係機関の皆さまのご助力をいただき、縁の下の力持ちとして頑張ってまいります。どうぞよろしく願いいたします。



写真⑤ 筆者とむつみ元気支援隊、萩市社会福祉協議会の皆さま

中国四国厚生局麻薬取締部

麻薬取締官（平成 28 年度採用）

せんだん通信をご覧の皆さま初めまして。

私は、平成 28 年 5 月に厚生局に入局し、配属された麻薬取締部捜査課において日々先輩方に鍛えられながら指導を受け楽しく麻薬取締業務に従事しています。

今回は、麻薬取締部の業務内容について簡単に説明させていただきます。

私たち麻薬取締官は、通称「麻取（マトリ）」「麻薬Gメン」等とも呼ばれ、都道府県に所属する警察官とは異なり、厚生労働省に所属する特別司法警察職員です。

麻薬取締部の事務所は全国 12 か所に所在し、原則それぞれの管轄区域内で麻薬取締業務を行います。

私の所属する中国四国厚生局麻薬取締部では、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の中国 5 県を管轄しています。

麻薬取締部では主に以下 4 つの業務を軸として活動しています。

① 不正薬物の捜査

私たち麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督の下、社会に出回っている不正な麻薬、覚醒剤、大麻、指定薬物（危険ドラッグ）等の薬物に関する犯罪に対して、司法警察員としての権限が与えられています。

この与えられた権限を活用して私たちは警察官と同じように薬物犯罪について捜索や逮捕、取調べ等といった捜査を行っています。

近年では、数年前に社会問題となっていた危険ドラッグは減少傾向にありますが、昨年から度々メディアに取り上げられているように大麻取締法違反事件が増加傾向にあります。



○畑で栽培されていた大麻

② 正規薬物の監視・指導

麻薬や向精神薬などの医療用麻薬等は、その取り扱いの免許を受けた医師又は薬剤師等の管理の下、医療現場で有効に使われております。製薬会社などでは、医療機関に提供するため、医療用麻薬等の製造、供給を行っています。

これらの医薬品は、法律で厳しくその流通経路や現場での管理方法等について規定されています。

麻薬取締部では、これらの医薬品が横流しなど不正に流通し乱用されることを未然に防止するために、製薬会社などが医療用麻薬等の製造等を行う際に必要な様々な免許・許可・登録に関する許認可業務を行うとともに、製薬会社や病院、薬局へ直接赴いて、医療用麻薬等が法律に基づいて適正に管理されているかを確認する立入検査等を行っています。

③ 薬物乱用防止の啓発活動

不正薬物は身近に存在し、知人に勧められる、興味本位でインターネットで買ってみるなど、誰もが簡単に入手し乱用できてしまう可能性があります。

そこで、麻薬取締部では、

○麻薬・覚醒剤乱用防止運動（街頭キャンペーン等）

○中学や高校、大学等の教育機関での講演活動

などを通じて、薬物乱用の恐さや乱用させないための啓発活動を行っています。

また、住民からの通報などを受けて、自生した大麻やけしの抜去を行うこともあります。



○啓発活動を行う、ダメ。ゼッタイ。君

④ 薬物中毒者・再乱用防止対策

また、麻薬取締部では、薬物密売人や乱用者を逮捕する事がゴールではなく、乱用者が再び薬物に手を出さないように、更生して社会に復帰し、再び薬物に手を染めさせないことを目標として様々な対策を行っています。

具体的には、

○麻薬・覚醒剤相談電話による薬物相談や医療機関の紹介

○再乱用防止プログラムの実施を通して逮捕した乱用者やその家族への助言・指導

等の活動を行っています。

以上のように麻薬取締部は、不正薬物の捜査だけではなく、正規薬物の監視や薬物乱用防止啓発等を通じて、総合的な薬物対策を実施しています。

最後に、「麻薬取締部」という名称をニュースなどで聞いた事はあっても、実際に何をやっているのかはよく分からないという人は多いと思いますが、この通信を読んで頂いた皆さんに麻薬取締部の活動内容について、少しでもご理解いただければ幸いです。

島根事務所 井田 耕一郎

せんだん通信をご覧の皆さま、初めまして、中国四国厚生局島根事務所の井田と申します。

私は平成28年4月から島根事務所に勤務して約1年が経ちました。松江市に住み始めて色々と生活に慣れてきたので、松江市ではどんな生活なのか感じたままをお話させていただきます。

まず、通勤時間が短い！広島では片道1時間ほどかかっていましたが、今は歩いて15分です。電車で本を読む時間はなくなりましたが、朝ゆっくり起きて、公園の中を水鳥を眺めながら散歩感覚で通勤できるのは、かなり気持ちいいものです。また、一度財布を家に忘れて出勤したことがありましたが、昼休憩にすぐに取りに帰れたりもしました。

松江市内では、いろいろなお店が揃っています。大手スーパーや、大手ファストフード、ドラッグストアなど様々なお店が揃っており生活に不便することはあまりありません。特に食事に関して、私は基本外食派なのですが、徒歩圏内に弁当屋、うどん屋、スパゲティ屋、トンカツ屋、ラーメン屋、定食屋、カレー屋、回転寿司等があり、大変助かっています。毎日何を食べようか悩むほどです。

心強いと感じたのは、松江市内は1時間以内に行ける空港が2カ所（出雲空港、米子空港）あり、東京へのアクセスが非常に便利なことです。飛行機を使えば、松江市内から東京まで約3時間で行くことができます。

また、道路交通網も整備されつつあり、中国地方各地へのアクセスも非常に便利だと感じました。広島で会議があるときにお世話になっている広島松江間の高速バスは、毎時1～2便運行しており、こちらも約3時間で到着できます。岡山に行くのはJRの特急やくもがお勧めです。1日15往復もあり乗り換えなしで松江から岡山に行くことができ、新幹線で乗り継げば京阪神まで3時間半ほどで行けます。

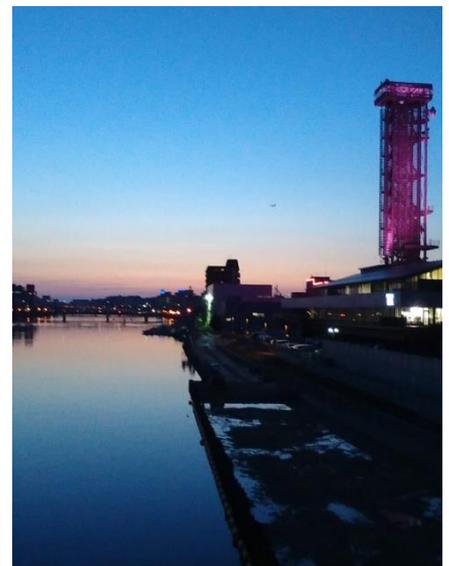
そして、市外へのアクセスだけでなく、市内のアクセスも良く市内を回るバスが充実しています。観光地などは専用のバスも出ているので、簡単に目的地に行くこともできます。

ただ、さすがに松江もいいところばかりでなく、不便なところも少しあります。先ほど東京、山陽方面へのアクセスは便利だと書きましたが、県内出張をする中で県西部への出張はちょっと大変です。JRが充実していないため車での移動となるのですが、高速道路が部分的にしか完成していないため、益田まで片道約4時間かかります。1件の仕事のために1日がかかりということになり、時間と仕事量を考えたときのコスパが悪すぎます。この点、山陰自動車道の全線開通を切に願います。

あと、「弁当忘れても傘忘れるな！」つまり、毎日雨か曇りばかり、という独特の気候にも気分が滅入ります。特に冬場は日照時間が短く、山陽側でみられるカラッとした冬晴れと呼ばれる日はほとんどありませんでした。お日様のおいがる布団で寝たかったものです。

まとめとして、私は松江に住み、勤務してみて良かったなと思っています。広島で勤務していると、街自体に刺激があつて楽しいと思う反面、日々の仕事で身を削られる場所であると思うときが時々あります。松江では適度に自分の時間が取れ、オン・オフともに人間的に成長しやすい環境だと思いました。

あとどれくらいここに居られるかわかりませんが、少しでもこの歴史と自然に満たされた水の都松江の街を味わっておこうと考えています。



くにびき大橋からみる松江の日の入り

職員からのメッセージ：二度目の広島赴任

指導監査課職員

この度、せんだん通信の「職員からのメッセージ」の執筆依頼をいただきまして、ノーと言えない私は泣く泣く引き受けた次第です。

私は岡山の出身であるためあまり広島のことには詳しくなく、広島の耳寄り情報などは発信できませんので、タイトルにもありますとおり人生二度目の広島赴任・生活について駄文を綴らせていただきまして、ネタがつかまったら多少お仕事のことにも触れさせていただければと思います。

前赴任地である岡山からの異動を命じられたのは、平成28年3月、ちょうど私が春の兆しを感じ始めた頃でした。

異動を聞いて最初に思ったことは、「あのシュークリームを食べることも1年に数回になってしまうな・・・」ということでした。早速週末には行きつけの洋菓子店に足を運び、いつもは謙虚に1つしか買わないシュークリームを2つ買い、旭川を見ながら2つとも味わいながら食べたことは今もはっきりと覚えています。（ちなみに、この後広島にお部屋探しにいきました。）

そして、別れの春。平成28年4月1日、ついに岡山を離れる日が来ました。

広島に赴任した当初は、超多忙な日々でした・・・。

2年に1度の「診療報酬改定」※のある年に指導監査課に配属されたこともあり、日々、「施設基準」※の書類の山との格闘でした。そんな辛い日々を支えてくださったのは、頼れる先輩・後輩職員と自宅から見える京橋川、そしてシュークリームでした。

※聞き慣れない言葉と思いますが、用語の説明は過去に他の職員がしておりますので、ぜひ読み返してみてください！！

今回の広島赴任にあたって、（プライベートの）目標は2つありました。

1つは、広島を満喫することです。

前回は2年間広島で生活しましたが、余裕がなく今ひとつ楽しむことができませんでしたので、今回の赴任期間中に挽回できればと思っております。

今回住むこととなった部屋は京橋川がそばを流れており、毎日部屋から川を眺めることができます。春には対岸に咲いた桜も自宅から見ることができ、今年は生憎の雨で花見はできませんでしたが、桜を堪能することはできました。

また、今年人生初のプロ野球観戦に行っていました。もちろんマツダスタジアムでのカープ戦です！惜しくも敗れてしまいましたが、真っ赤に染まった球場で一体となって応援できたことはいい思い出となりました。

川の多い広島の地形が楽しめる自宅、マツダスタジアムでのカープ応援など目標の1つは果たしつつあると感じております。

もう1つの目標は広島で行きつけの洋菓子店を見つけることです。

赴任以来、折を見て洋菓子店巡りをしておりますが、未だに岡山のシュークリームを超えるお店はまだ見つけ



○辛い日々を支えてくれたシュークリーム
(広島市中区 某店にて購入)

られず、ほどよい固さとちょうど良い塩梅のバニラビーンズが素晴らしいあのカスタードクリームを懐かしみながら悶々と日常を過ごしております。

こちらの目標も必ず達成できるよう、これからも全身全霊で取り組んでまいります。

まだまだ伝え切れていない思いがありますが、このまま終わってしまったのはただのシュークリーム中毒者と思われそうなので、少し私の業務のお話をさせていただきます。

現在の私の業務は保険医療機関等に対する指導・監督です。国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした医療保険制度が適切に運営されるよう、保険診療の質的向上及び適正化を図るため、指導という形で病院や診療所、薬局等に医療保険のルールを周知しております。

岡山で勤務していた頃を含めると、指導業務は4年目になりますが、私自身まだまだ勉強中の身であり、周りの方々に迷惑をかけてしまうこともあります。周りの方々や国民の皆様のお役に立てるよう、今後とも知識の習得に努め、国民の皆様の健康を支える一助となれるよう日々研鑽してまいります。

最後に、本稿に出てまいりましたシュークリーム達については、公平性・公正性・中立性を求められる立場上、お店の紹介は控えさせていただきますこと、ご了承ください。

あとがき

平成26年8月20日に発生した広島豪雨土砂災害で、国土交通省や広島県などで進めていた被災地の砂防ダムを整備する緊急事業が、5月14日に完了しました。これに伴い、広島市安佐南区の梅林学区における早期の避難情報の発令が終了したそうです。

また、昨年10月に発生した鳥取中部地震からは5月21日で半年を迎え、被災市町では損壊した屋根をブルーシートで覆ったままの世帯がまだ見られるものの、商工、農林、土木施設の復旧が進み、観光客の姿ももどるなど、着実に復興しているようです。

どちらの災害においても近隣住民やボランティア、自治体などの行政の方は血のにじむような苦労があったであろう事は想像に難くないですし、今なお、生活に影響がある方も多くいらっしゃることでしょ。

私はといいますと、2歳になる子どもがスイカが好きでよくスーパーで買っていることもあり、6月から鳥取県においてもスイカの出荷シーズンを迎えますので、「買うこと」によって鳥取県の復興に微力ながら力になれないかと考えているところです。

(先週スーパーに行った際にもスイカを買いましたが、子どもが「くまちゃんのスイカがいい。」と言ったので、産地が鳥取県ではないスイカを買ってしまいました。鳥取県の皆さま、申し訳ありません。。)